くらしの情報 お知らせ

経済センサス-活動調査

総務省及び経済産業省では、経済センサス-活動調査を、平成24年2月1日を期日とし、全国一斉に全ての事業所を対象に実施します。

経済センサス-活動調査は全産業分野の経済活動を明らかにするための調査で、事業所の皆様へは平成24年1月中旬頃から調査員が調査票の配布を行い、2月以降、回収にお伺いします。調査結果は各種行政施策などの貴重な資料になります。お手数をお掛けしますが、本統計調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

問 総務課 企画統計係 ☎62-9332

道路の除雪作業

町では除雪作業を建設業者に委託し、一定の目安を設け作業を行っています。しかしながら町だけでは十分な対応ができません。除排雪の効果を高め、道路交通の安全を確保するために、皆様のご理解・ご協力をお願いします。なお、町では町道一級・二級路線及び主要幹線道路（各集落を結び、交通量の多い道路）の除雪・排雪・融雪剤散布を行います。

〈除雪等の出動の目安〉

●除雪は、積雪量が10㎝を超えると予想される場合、実施します。

●排雪は、積雪量が30㎝を超えると予想される場合、実施します。

●融雪剤散布は、除雪完了後、凍結が予想される場所を実施します。

〈地域の皆様や事業者様へ除雪の協力願い〉

●除雪路線以外の生活道路（道路、歩道、横断歩道橋等）は、各集落、地域の皆様のご協力により除雪をお願いします。

●除雪は積雪状況により順次行いますが、基本的には通勤、通学前には完了させるように心掛けています。

●除雪により玄関先に寄せられた雪は、地元の皆様にて適宜に寄せていただくよう対応をお願いします。

●各家庭で積もった雪を道路、水路に捨てないでください。路面が凍結し、また水路が詰まり事故の原因となります。

●各集落で路面凍結抑制剤（塩化カルシウム）を坂道や交差点などに散布する場合、町から各集落へ凍結抑制剤を支給しています。

●路上駐車はしないでください。除雪作業機械にて除雪できなくなり、路面凍結の原因となります。

問 建設課 都市計画管理係 ☎62-9217

〝電化製品を安全に使用しましょう〟

湿度が低くなり、空気が乾燥するこれからの時期は、他の時期と比べて火災が多く発生します。

日頃から次のような火災予防に努めましょう。

●電化製品について

・焦げた臭いや変な臭いがしたり、機器の不具合などがあれば使用を止めて、電気店に相談する。

・差しっぱなしのコンセントプラグはこまめに掃除をする。

・コードは束ねたり、ドラムに巻いたまま使わない。

・電気コードの上に家具を置かないようにする。

・幹線には漏電ブレカーを取り付ける。

・たこ足配線はしない。

・物置などに保管してあった電化製品を使用する時には、整備点検を行なってから使用する。

●火の取扱いについて

・暖房器具の近くには、燃えやすい物を置かない。

・ストーブの近くで、ヘアスプレーや殺虫剤を使用しない。

・土手焼き等を行なう場合には、消火用具を用意すると共に、風の強い日には行なわない。

・ガスコンロを使用中にその場から絶対に離れない。

・ライター等は、子供の手の届かないところに保管する。

問 消防課 予防係 ☎61-0119

「デマンド交通」年末年始の運休

○年末年始の運行について

・12月28日(水)まで通常運行

・12月29日(木)～平成24年1月3日(火)は運休とします。

・平成24年1月4日(水)から通常運行です。

○冬期間の運転について

降雪や凍結などにより、運行時間に乱れが予想されますが、停車場には早めにお出かけをお願いします。なお、降雪等による道路状況により運休することもありますので、ご理解ご協力をお願いします。

また、予約の際には名前、電話番号、乗降場所、乗車時刻を確認の上、ご予約ください。

問 産業課 商工観光係 ☎62-9228

年末の交通安全運動

●スローガン 「信濃路は ゆとりの笑顔と ゆずりあい」

●期　間 12月11日(日)～31日(土)

〈運動の重点〉

・高齢者の交通事故防止

・飲酒運転の根絶

・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

年末は、飲酒の機会が増えます。飲酒運転による悲惨な事故が後を絶ちません！

家族に飲酒運転をさせない。車で来た客には酒を出さない…など、飲酒運転撲滅に取り組みましょう。

また、凍結や積雪で道路環境が悪くなります。ゆっくり発進・徐々に加速・エンジンブレーキを使うなど、冬道を安全に乗り切りましょう。

「就農準備セミナー」の開催

諏訪農業改良普及センター、JA信州諏訪、農業開発公社諏訪支所及び諏訪管内市町村・市町村農業委員会で構成する「諏訪地区就農支援連絡会」では、諏訪地域で就農を考えている方を対象に「就農準備セミナー」を開催します。

●開催日 平成24年1月17日(火)

●開催時間 午後6時30分～午後8時

●開催場所 JA信州諏訪 富士見町中央支所

●対　象 Iターン、Uターン、定年者など、これから農業を本格的に始めたいと考えている方

●内　容　就農を決断する前に知っておきたいこと
●参加費　無料
※このセミナーは諏訪地区で新たに農業を始めたいと考えている方への「就農相談会」です。野菜などの栽培講習会ではありませんのでご注意ください。
問　諏訪農業改良普及センター
☎57-2932（直通）

教室

初心者スケート教室

寒さに負けない元気な子どもたちを応援します。
●対　象　保育園児と小学生の初心者
●日　程　12月14日（水）・15日（木）・1月4日（水）・5日（木）午後6時30分～午後8時
●会　場　茅野市国際スケートセンター
●受講資格　保育園・小学校に通園通学する町内在住の児童（初めて滑る保育園児も大歓迎）
●受講料　小学生1，100円（保険料500円・入場料4回分600円）※未就学児は保険料500円のみ
●指導者　NPO町体育協会スケート部員
●定　員　先着35名程度
●申　込　12月8日（木）まで
●現地集合・解散です。
※スケートは各自ご用意ください。
申込　問　生涯学習課 社会体育係
☎62-2400

室内硬式テニス教室
―冬場の運動不足解消と友達づくりに―

●日　程　毎木曜日全7回　1月19日から3月1日　午後7時30分～午後9時30分
●会　場　町民センター体育室
●受講資格　町内に在住または通勤・通学している中学生以上の方で、全日程参加できる方
●受講料　500円（保険料）
●定　員　先着30名
●申込期日　1月7日（金）
●持ち物　硬式テニスラケット・体育館用シューズ
申込　問　生涯学習課 社会体育係
☎62-2400

募集

第46回富士見町民スケート大会　参加者

この大会は、保育園児オープン種目で100mまたは、300mのレースもあります。
●期　日　1月8日（日）
●会　場　茅野市国際スケートセンター
●参加資格　町内に在住・通勤・通学している方
●未就学児のオープン競技があります。
●申込期日　12月15日（木）までに小・中学生は各学校へ、未就学児と高校生以上一般の方は左記までお申し込みください。
申込　問　生涯学習課 社会体育係
☎62-2400

平成24年度 児童クラブ入所申し込み

平成24年度の富士見・境・本郷小学校児童クラブの入所申し込み受付を1月13日まで行います。対象者は来年度の1年生から4年生までで、保護者が就労等により家庭にいないお子様です。入所案内・入所申請書・就労証明書は各小学校・保育園より通知します。なお、ご不明な点・お問い合わせ等のある方はご連絡ください。
問　子ども課 子ども支援係
☎62-9237

危険物事故防止対策論文

消防庁の統計によると平成22年中の危険物施設における火災・流出事故発生件数は536件で、近年高い水準で推移しています。このため、今後も事故防止対策に取り組んでいく必要があります。
このような状況をふまえ、安全で快適な社会づくりに向けて、危険物にかかる事故の防止に関する論文を募集します。応募資格は特に制限がなく、どなたでも応募できます。多数のご応募をお待ちしています。
●締め切り
平成24年1月31日（火）
問　宛先　富士見消防署 予防係
☎61-0119
または危険物保安技術協会事故防止調査研修センター
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-13 神谷町セントラルプレイス
☎03-3436-2356

公営住宅入居者

〈住宅の概要〉
●募集戸数　2戸
①住宅名　富里公営住宅 A棟101号（1階）（※単身入居可）
●構造等　中層耐火構造／鉄筋コンクリート造／平成12年度建築
●規　格　1DKY
●家　賃　15,300円～30,000円
●所在地等　富士見町富里（富士見駅から東へ約500m）
②住宅名　立沢公営住宅2号（※単身入居不可）
●構造等　簡易耐火構造／平屋造／昭和54年度建築
●規　格　3DKY
●家　賃　12,700円～25,000円
●所在地等　富士見町立沢（富士見駅から北へ約4㎞）
※D…食事室　K…台所　Y…浴室（風呂釜、浴槽付）
●募集期間　12月7日（水）～12月15日（木）
●申込方法　総務課管財係に備付けまたは、町ホームページ内の申込用紙に記入し、必要書類を添えて提出してください。
●選考方法　公開抽選
●抽選日時・会場　12月22日（木）午前10時～　役場302・303会議室
●入居日　原則として入居決定後10日以内
●入居資格　次の①～⑤の資格を全て満たす方
①地方税を滞納していない方
②現に同居し、または同居しようとする親族があること
③公営住宅法による月収が規定の額以下の方
・一般世帯―158,000円以下
・高齢者身体障害者世帯等―214,000円以下
④現に住宅に困窮していることが明らかな方（※自己の持ち家がある方は不可）
⑤入居者及び同居者が暴力団員ではないこと
問　総務課 管財係
☎61-9325